

金岡委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
土居委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として竹内議員の出席を求めてるので、御了承願う。
また、岡田委員も所用のため欠席している。
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいるので、御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

金岡委員長

初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(清水総務部長、説明)

金岡委員長

何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

金岡委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
9月定例会の日程については、6月27日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、9月19日金曜日開会、10月14日火曜日閉会ということで、会期は26日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者（会派）の発言順序

金岡委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、県民の会1名、公明党1名の計7名ということがあるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月26日金曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会

第2日目 9月30日火曜日 公明党、自由民主党、自由民主党

第3日目 10月1日水曜日 自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

金岡委員長

イ 発言者の制限時間等

次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

ウ 発言者の届出

次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

なお、事務局への提出書類については、オンラインでも提出できるようになってるので申し添える。

エ 発言通告書の提出期限

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月25日木曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党315分、日本共産党100分、県民の会65分、公明党50分、一燈立志の会50分、自由の風20分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

金岡委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

金岡委員長

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。

申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

ウ 発言通告書の提出期限

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。

申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月30日火曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

金岡委員長

次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、今定例会における請願書の受理期限は10月1日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、10月1日の質問者は1名となっている。

議運の申合せにより、提出期限が昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内となっているので、念のため申し添える。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

金岡委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

(6) 決算特別委員会

ア 設置の時期

金岡委員長

次に、決算特別委員会についてである。

初めに、設置の時期についてである。

決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月3日金曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

金岡委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。

申合せでは、委員数は総務委員会と同じ、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じこととなっている。

ついては、委員数及び委員の会派構成については、この申合せどおりとするということでいかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名、公明党1名、一燈立志の会1名とすることで決定する。

また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないと先例があるので念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月26日金曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ 付託議案

金岡委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加えて、未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

2. 議員派遣について

(1) 高知県・ベンゲット州姉妹県州提携50周年記念訪問

金岡委員長

次に、議員派遣についてである。

まず、7ページの資料7、高知県・ベンゲット州姉妹県州提携50周年記念訪問についてである。

このことについて、事務局から説明をさせる。

中島総務課長

7ページの資料7を御覧願う。

高知県・ベンゲット州姉妹県州提携50周年を記念し、記念式典への参加、視察、交流を目的とする高知県訪問団が、11月20日から25日までの日程で、フィリピンのラ・トリニダドなどを訪問する予定である。訪問スケジュール案は、8ページのとおりとなっている。予算については、議長のほか議員2名分を措置している。

本訪問団への議員派遣について、派遣の対象とするかどうかの御決定をお願いする。なお、派遣することが決定された場合の申込書については、9ページに記載している。航空券の予約等を速やかに行う必要があるので、参加を希望される方は、各会派にお配りする紙媒体またはオンラインで、9月22日月曜日の午後5時までに提出をお願いしたいと考えている。

説明は、以上である。

金岡委員長

ただいま説明のあった件については、まず、派遣の対象とするかどうかを決定したいので、御協議願う。
御意見をどうぞ。

明神委員

対象とすることに異議なし。

金岡委員長

それでは、この件については、派遣の対象とすることで御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣人員についてであるが、先ほどの説明では、2名分の予算を確保しているとのことであるので、2名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣の申込み、決定についてである。
派遣希望者は、9月22日月曜日午後5時までに9ページの申込書を事務局まで提出願う。
希望者が2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

(2) 第25回都道府県議会議員研究交流大会

金岡委員長

次に、10ページの資料8、第25回都道府県議会議員研究交流大会についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

中島総務課長

10ページの資料8を御覧願う。
全国都道府県議会議長会から、議員研究交流大会の開催案内があった。本大会について、議運の申合せにより、例年議員派遣の対象としている。
1、日時は11月11日火曜日の13時30分から17時、2、開催方法は本年度も対面とオンライン配信のハイブリッド方式、3、場所は東京都港区のニッショーホール、5、参加者の項であるが、記載しているとおり、対面参加については、1都道府県12名を上限としており、オンライン参加は人数制限はない。6の懇親会であるが、大会終了後、会場の近くで開催される予定となっている。出席を希望される場合は、自己負担が必要となる。

開催概要については、次の11ページのとおりとなっている。全ての日程に御参加をお願いする。なお、下段の5、その他に記載のとおり、大会終了後、録画配信もされることとなっている。

申込書については、次の12ページのとおりである。対面での参加を希望される方

は、各会派にお配りする紙媒体またはオンラインで、9月26日金曜日の午後5時までに御提出をお願いする。また、オンラインでの参加を希望される方については、別途、照会をさせていただく。

説明は以上である。

金岡委員長

この件については、平成22年10月4日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

対面での参加を希望する方は、9月26日金曜日午後5時までに12ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。

また、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が対面での参加者の上限を1都道府県当たり12名としていることであるので、12名を限度に派遣することとし、希望者が12名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。

(3) 地方議会活性化シンポジウム2025

金岡委員長

次に、13ページの資料9、地方議会活性化シンポジウム2025についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

中島総務課長

13ページの資料9を御覧願う。

全国都道府県議会議長会から、地方議会活性化シンポジウム2025の開催についてお知らせがあった。

本シンポジウムは、総務省主催であり、先ほどの交流大会と同様、例年議員派遣の対象としており、本年度も対面のほかユーチューブによるライブ配信も予定されている。

まだ、総務省から正式な通知が来ていないので、詳細な時間配分は未定であるが、1、日時は11月13日木曜日の午後、2、場所は東京都内、3、テーマは誰もが参画できる議会を目指して、これから議会の姿とは、4、内容は事例発表とパネルディスカッションの二部構成が予定されており、5、参加募集人数であるが、対面参加については、1都道府県3名以内となっている。

こちらの申込書については、次の14ページのとおりである。対面での参加を希望される方は、各会派にお配りする紙媒体またはオンラインで、9月26日金曜日午後5時までに提出をお願いする。

説明は以上である。

金岡委員長

この件についても、平成27年9月18日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

対面での参加を希望する方は、9月26日金曜日午後5時までに14ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。

また、派遣人員については、対面での参加者の上限が1都道府県当たり3名とされているとのことであるので、3名を限度に派遣することとし、希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うことであるので、事務局まで申し出願う。

なお、これら3件の議員派遣の議案については、閉会日10月14日の本会議において議決を予定しているので、今後の議運で議案をお示しさせていただく。

3. その他

金岡委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

金岡委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月26日金曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。